

丹波山村簡易水道事業經營戰略

令和3年3月

山梨県北都留郡丹波山村

目次

1	計画の策定にあたって	1
1-1	計画の背景と目的	1
1-2	計画期間	1
2	水道事業の現況	2
2-1	丹波山村の概要	2
2-2	水道事業	3
2-3	水道料金	5
2-4	組織	6
2-5	水道施設の概要	6
2-6	水道事業の経営状況	10
2-7	民間活力の活用等	11
2-8	これまでの主な経営健全化の取組状況	11
3	将来の事業環境	12
3-1	給水人口の予測	12
3-2	水需要の予測	13
3-3	料金収入の見通し	14
3-4	組織の見通し	14
4	水道事業の課題整理	15
4-1	組織	15
4-2	施設	15
4-3	財源	15
5	経営の基本方針	17
5-1	基本理念	17
5-2	基本方針	17
5-3	運営方針	17
6	経営戦略の取組	18
6-1	組織	18
6-2	施設	19
6-3	財源	21
7	投資・財政計画（収支計画）	23
7-1	投資計画	23
7-2	財政計画	23
8	経営戦略の事後検証・更新等	27
	参考資料	28

1 計画の策定にあたって

1-1 計画の背景と目的

(1) 背景

丹波山村の水道事業は、保有する施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少から経営環境は厳しさを増しており、継続的な経営健全化の取り組みが求められています。また、水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続しなければなりません。

(2) 目的

本村では、村民の生活基盤である水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業経営を推進するため、村内の複数の簡易水道を事業統合した「丹波山村簡易水道事業」の経営戦略を策定します。

1-2 計画期間

総務省が示す経営戦略における期間の設定については、「中長期的な視点から経営基盤の強化などに取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という方針から、水道事業の中長期的な予測の確実性を見通すことができる10年間を計画期間とします。

計 画 期 間
令和3年度から令和12年度までの10年間

2 水道事業の現況

2-1 丹波山村の概要

丹波山村は、山梨県の東北部に位置し、東は東京都奥多摩町、西は甲州市、南は小管村、北は埼玉県秩父市に接する、面積は101.30km²の山村です。多摩川の源流・丹波川が東西に流れ、東京都民の大切な水ガメ奥多摩湖に注いでいます。

雲取山、飛竜山、大菩薩嶺などの険しい山々に囲まれ、全体の97%は山林、そのうち67%は東京都の水源涵養林として守られ、美しい自然環境を保ち続けています。

丹波山村の人口（国勢調査）は、昭和30年がピークで以降減少して平成27年で563人となっています。



図2-1 丹波山村の位置

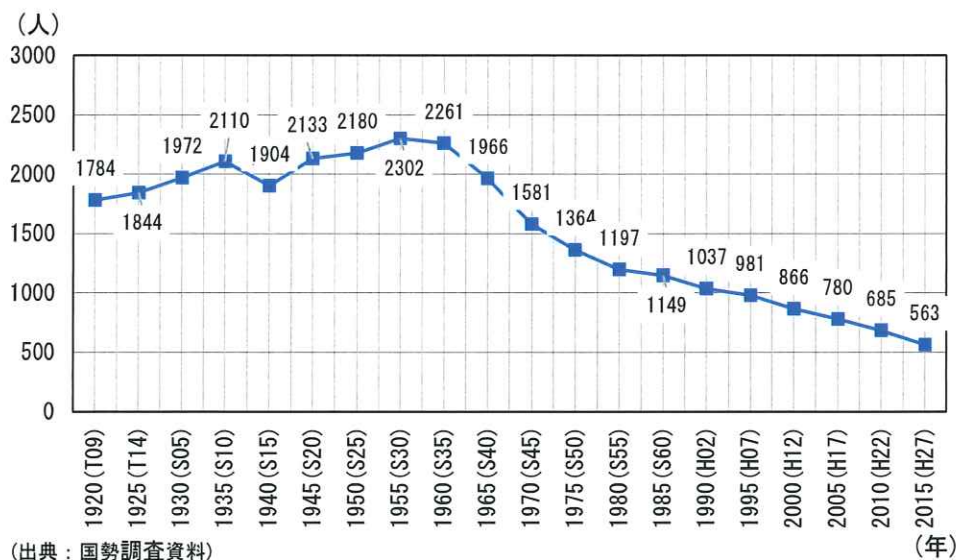


図2-2 人口の推移

2-2 水道事業

現在、丹波山村が経営する水道事業は、丹波地区を給水区域とする「丹波簡易水道」と、保之瀬・鴨沢地区を給水区域とする「東部簡易水道」の2つの簡易水道があり、計画給水人口の合計は796人、計画1日最大給水量の合計は775m³/日となっています。

2つの簡易水道事業の会計及び料金体系は統一されており、施設管理においても一元的に行っています。令和3年度に事業統合を行って「丹波山村簡易水道」として一体化し、令和6年度には公営企業法による会計を適用する予定です。

表2-1 水道事業の沿革

丹波簡易水道

区 分	認 可 年月日	事 業 期 間		目標年次	計画給水 人口(人)	1人1日最大 給水量(L/人)	1日最大 給水量(m ³ /日)
		着 工	竣 工				
創設	昭和 31. 3. 24	昭和 31. 4.	昭和 33. 3.				
第1次拡張 変更	昭和 59. 10.			昭和59	1,200	150	197.8
第2次拡張 変更	平成 2. 3.		平成 3. 3.	平成10	910	967	880.0
第3次拡張 変更	平成 20. 3.	平成 20. 4.	平成 23. 3.	平成29	610	1,141	696.0
第3次拡張 変更届(浄水方法)	令和 1. 6.	平成 30. 9. 20	令和 2. 7. 31	-----	610	1,141	696.0

東部簡易水道

区 分	認 可 年月日	事 業 期 間		目標年次	計画給水 人口(人)	1人1日最大 給水量(L/人)	1日最大 給水量(m ³ /日)
		着 工	竣 工				
鴨沢 創設	昭和 32. 2. 26	昭和 32. 4.	昭和 33. 3.	昭和46	350	150	52.5
第1次拡張 変更	平成 4. .			平成14	159	623	99.0
保之瀬 創設	昭和 33. .		昭和 33. .		130	131	17.0
東部 創設	平成 18. 3.			平成27	186	425	79.0

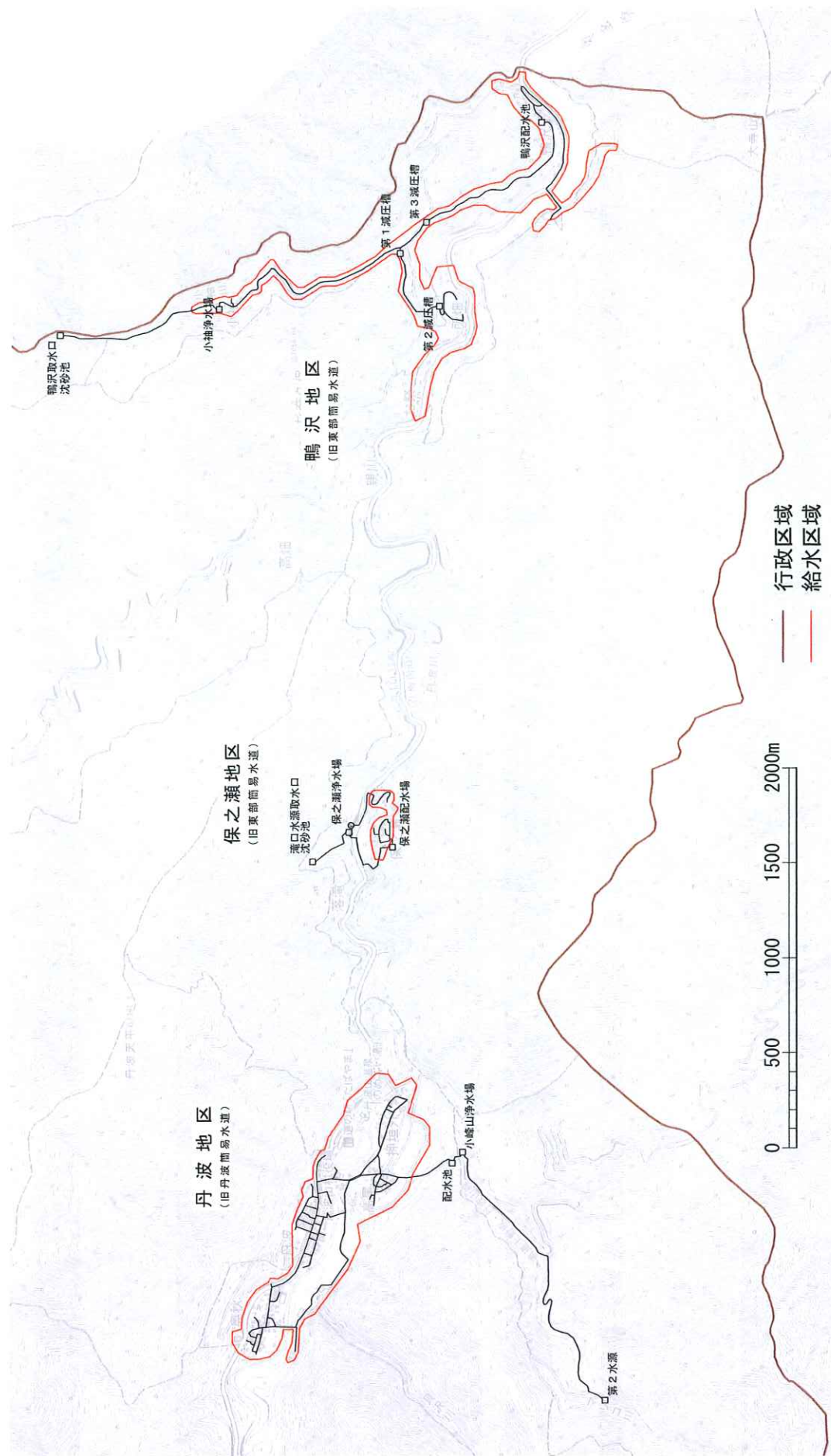


图 2-1-3 給水区域图

2-3 水道料金

簡易水道使用料（料金収入）の実績を以下に示します。

実績は減少傾向にあり、今後の給水人口の減少により、有収水量・簡易水道使用料は減少することが予想されます。

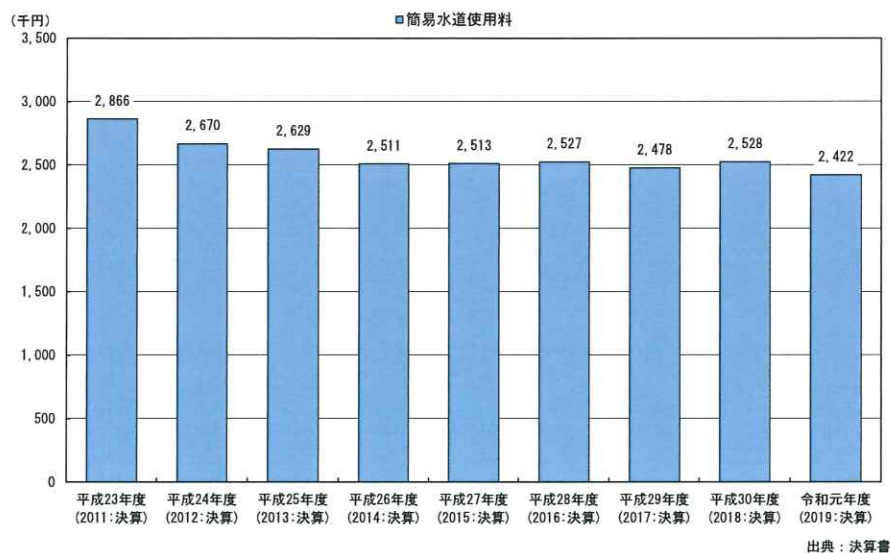


図2-4 簡易水道使用料

水道料金は、用途別またはメーター口径別に区分されておらず、村民の生活用として使用することを目的とした料金設定となっています。

使用水量が20m³/月の場合、水道料金は630円（330+10×30）、使用水量が10m³/月の場合、水道料金は330円（330+0×30）となります。

表2-2 水道料金

(1)メーターによる水道料金（丹波・東部）

10m ³ まで	1m ³ ますごとに
330円	30円

(2)メーターによらない水道料金（東部）

区分	基本料金
1戸5人まで	330円
1人増すごとに	20円
浴槽1箇につき	100円
支柱1箇につき	50円

出典：丹波山村簡易水道給水条例

現在、公共施設（村役場、公民館、学校等）には、施設の公共性の観点から水道メーターを設置しておらず、水道料金の徴収も行っていません。

有効水量・有収水量の把握による水道施設の維持管理、水道事業の企業としての経営方針等の検討を行い、料金体系のあり方を再考する必要があります。

2-4 組織

水道施設の管理は住民生活課で行っており、水道担当職員は1名で、併せて水道工務（技術的作業）に関する業務も行っています。

水道法第19条において、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされています。水道の管理を確実かつ効率的に遂行する上で、適正な職員数の確保と技術力の継承が必要となります。



図2-5 組織図

2-5 水道施設の概要

(1) 水道施設

各地区の水道施設のフローを図2-6～図2-8に示します。

各地区とも、水源は表流水で、自然流下で浄水場へ導水しています。浄水施設は、クリプトスポリジウム等の対策に適し、高度な運転管理を必要としない「膜ろ過設備」を使用しています。浄水処理した浄水は、配水池へ送水し、自然流下（一部ポンプ配水）で需要者に配水しています。

効率化を図るため、遠方監視システムにより各施設を村役場で一括監視しています。

水道施設の耐震性については、全ての施設（近年築造した小峰山浄水場の施設を除く）において不明であり、今後耐震診断を行って耐震性能を把握し、計画的に耐震化を図る必要があります。

(2) 管路

令和元年度末の管路の総延長（口径φ50mm以上）は、15,057mとなっています。

年度別布設延長の詳細は不明ですが、水道事業創設時の管路は、布設後40年以上経過しているのは明らかです（表2-1：参照）。

水道水の安定供給・有効率の向上のため、老朽化した管路を計画的に布設替える必要があります。

表2-3 管路の状況（口径別・管種別）

(単位：m)

管径	VP	DIP(K)	DIP(A)	SP	HPPE	その他	PP	計
φ50	955						574	1,529
φ75	2,439	75	1,710	53	252	26		4,555
φ100	866		3,572					4,438
φ150	1,426		2,555	160				4,141
φ200			394					394
計	5,686	75	8,231	213	252	26	574	15,057

900m

800m

700m

600m

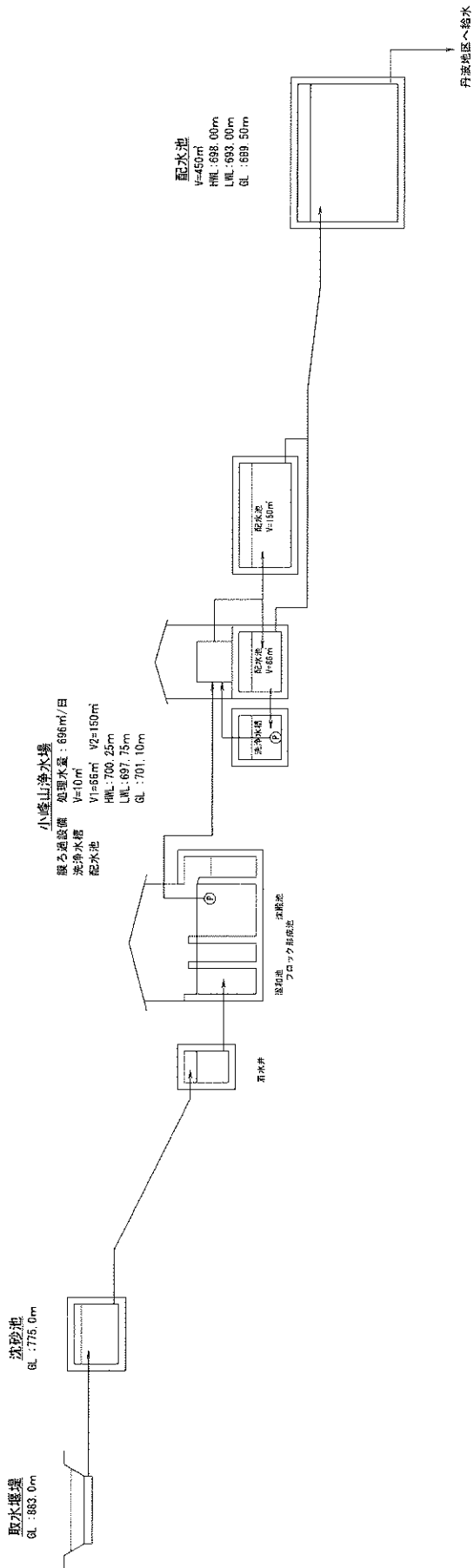


図2-6 施設フロー (丹波地区)

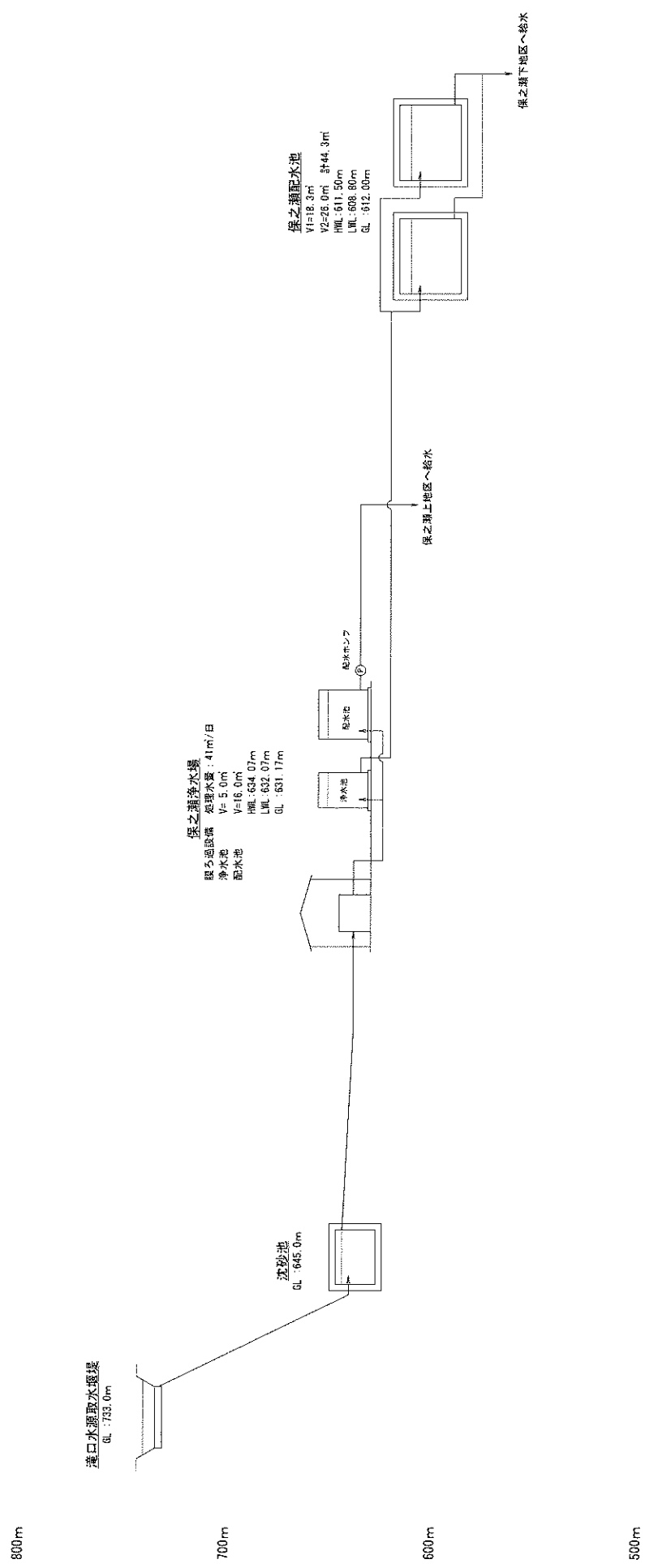


図 2-7 施設剖面 (保之瀨地区)

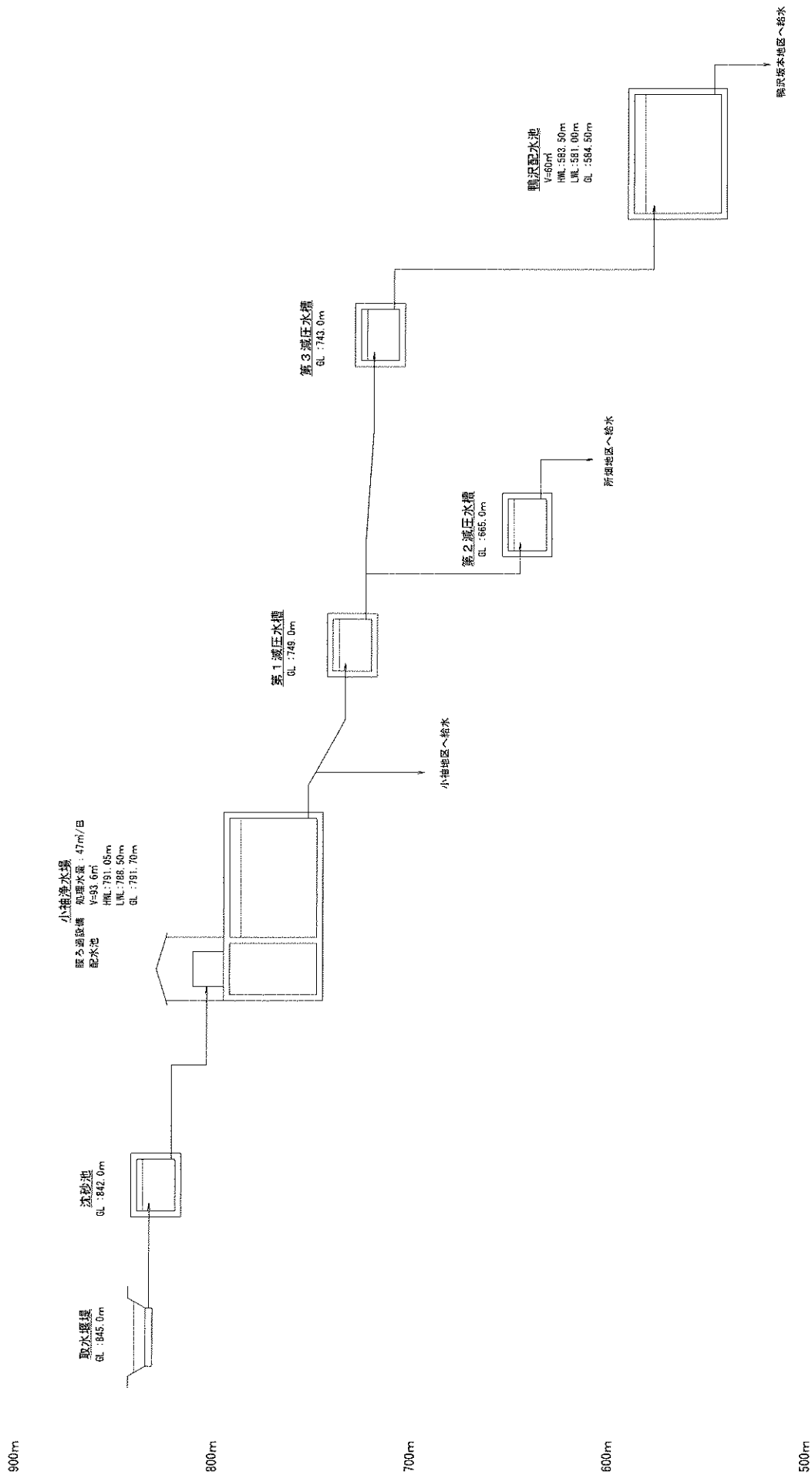


図 2-8 施設フクロー (鴨沢地区)

2-6 水道事業の経営状況

簡易水道事業の経営は、他会計繰入金と国・県からの補助金により、収支バランスは保たれています（図2-9）。

使用料及び他会計繰入金の歳入に占める割合は、使用料については1.5～15.9%、他会計繰入金については14.4～93.1%となっています（図2-10、図2-11）。

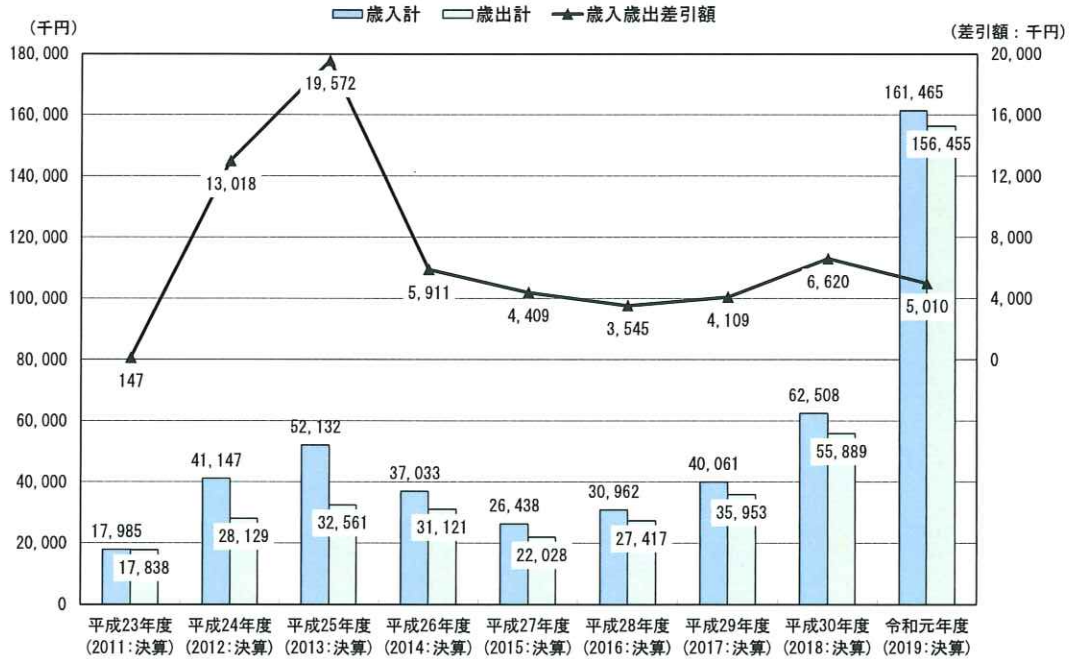


図2-9 収支の状況

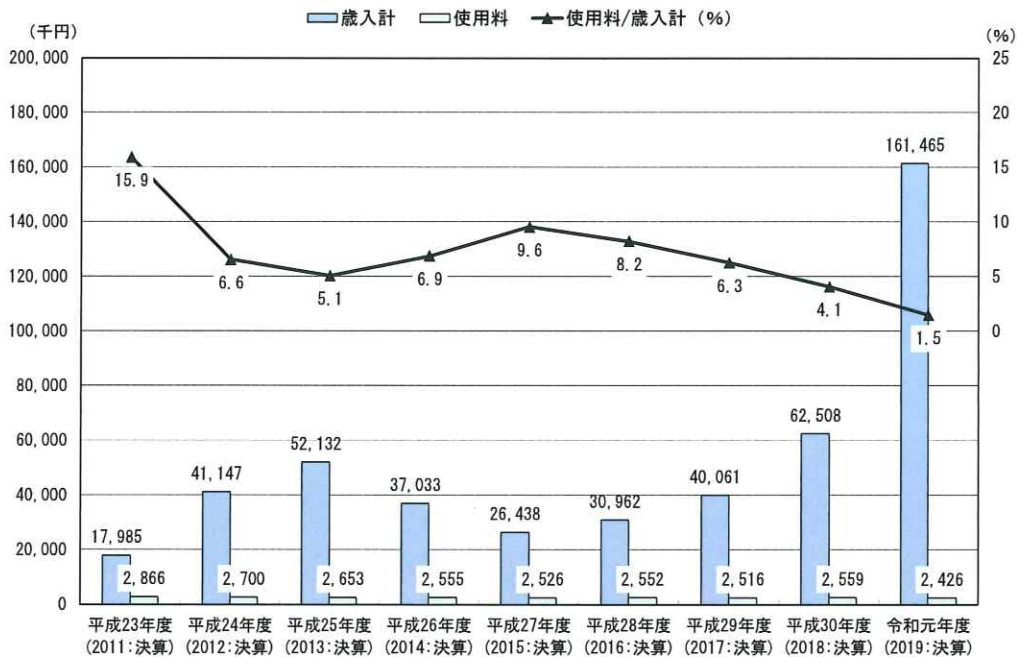


図2-10 使用料の歳入に占める割合

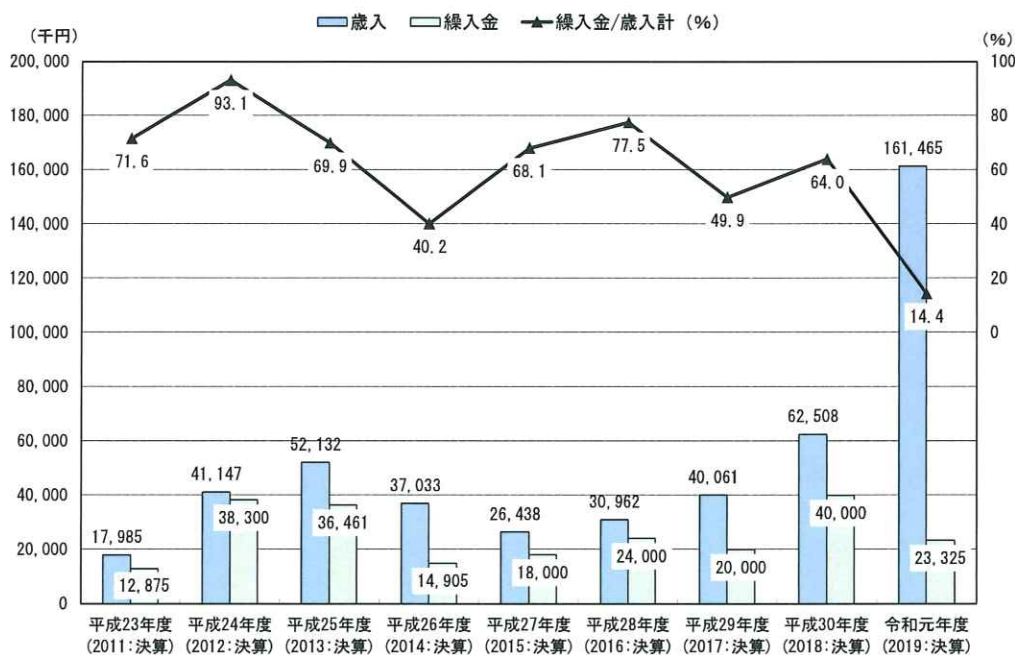


図 2-1-1 他会計繰入金の歳入に占める割合

2-7 民間活力の活用等

水道メーターの検針は個人に委託していますが、料金徴収業務等は民間に委託していません。浄配水場の運転管理は、施設の操作を含まない日常点検（状況点検）について民間に委託しています。

なお、水道料金は、口座振替による支払いが可能となっています。

2-8 これまでの主な経営健全化の取組状況

(1) 有効率の向上

漏水調査により早期に漏水を発見して水道管を修繕することにより、有効率の向上に努めています。

(2) 建設コストの削減

管路布設後の舗装復旧工事における路盤や合材の再生材利用、他工事との同時施工、管路の浅層埋設などにより建設コストの削減を図っています。

3 将来の事業環境

3-1 給水人口の予測

令和元年度の給水人口は531人、使用水量は597m³/日、1日平均給水量は825m³/日、1日最大給水量は1,237m³/日となっています。

給水人口の実績は、認可計画値の計画給水人口796人と大きく乖離しています。また、1日最大配水量は、計画1日最大給水量775m³/日より大きくなっており、配水池の貯留水頭等で対応したものと考えられます。

将来の人口については、「丹波山村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略：令和2年3月」の人口ビジョンで目標人口フレーム値を設定しており、「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）：国立社会保障・人口問題研究所」を基準とし、村独自の総合戦略や総合計画を通じたさまざまな取組により、人口規模の維持・確保を図ることとしています（図3-1）。

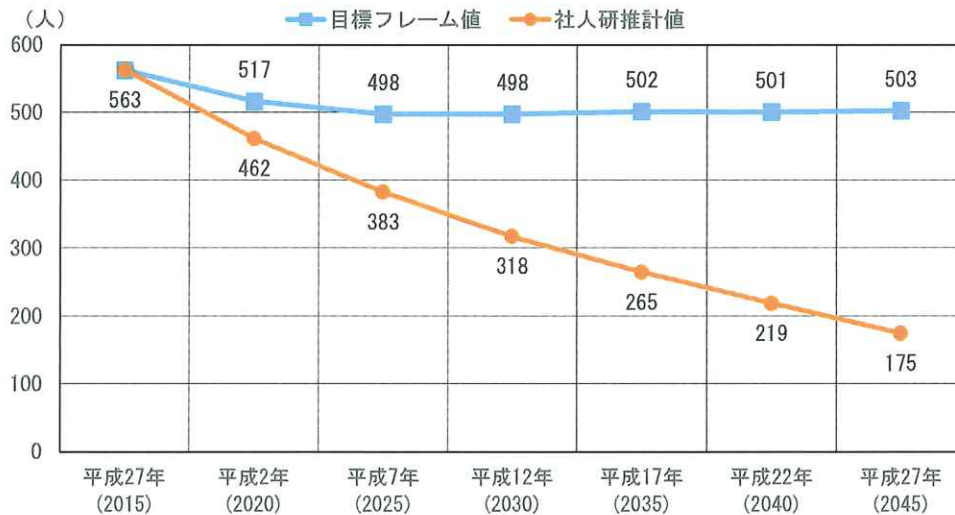


図3-1 人口の予測

3-2 水需要の予測

給水人口が「人口ビジョン」と「社人研推計」の場合について、将来の水需要を図3-2及び図3-3に示します。なお、各需要量は、実績平均原単位（水量/給水人口）により算定しています。

1日最大給水量は、人口ビジョンによる給水人口では、ほぼ横ばいで推移しますが、社人研推計の給水人口では、令和27年で人口ビジョンによる値の約1/3になります。

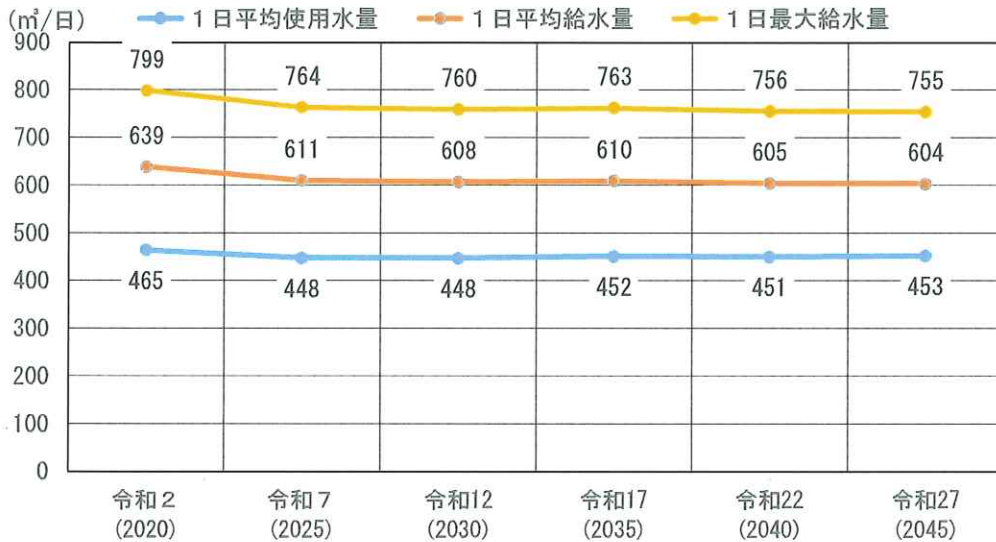


図3-2 給水量の予測（人口ビジョン）

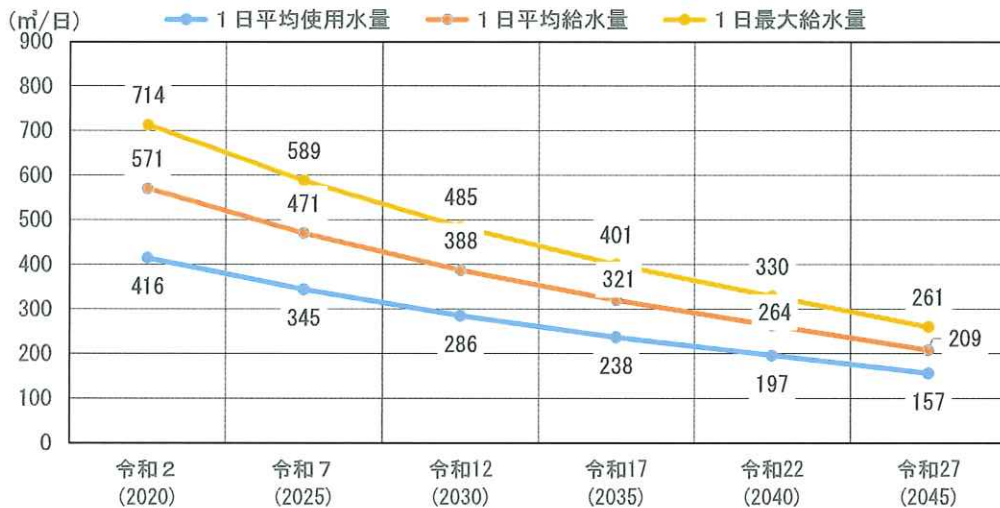


図3-3 給水量の予測（社人研推計人口）

3-3 料金収入の見通し

給水人口が「人口ビジョン」と「社人研推計」の場合について、将来の料金収入（使用料）を図3-4に示します。なお、料金収入は、実績平均原単位（収入額/給水人口）により算定しています。

料金収入は、人口ビジョンによる給水人口では、ほぼ横ばいで推移しますが、社人研推計の給水人口では、令和27年で人口ビジョンによる値の約1/3になります。

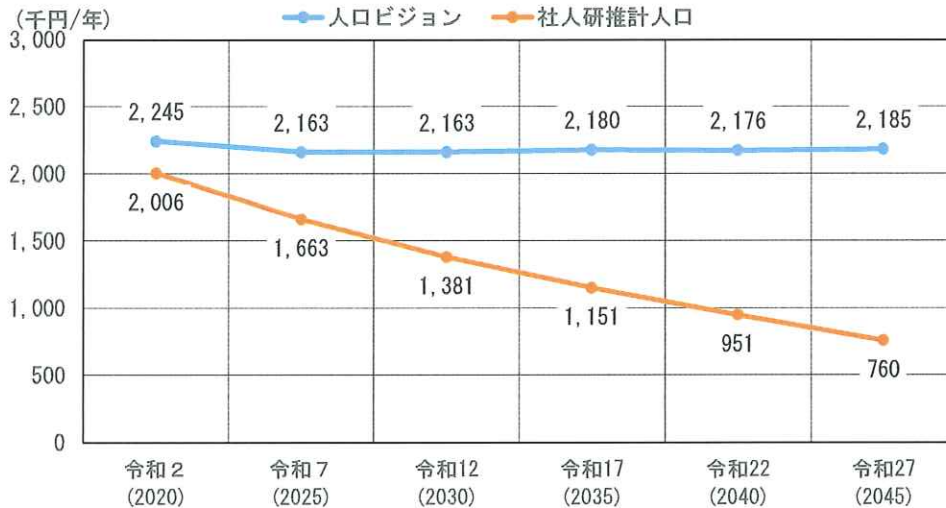


図3-4 料金収入（使用料）の予測

3-4 組織の見通し

現在、水道施設の管理は、住民生活課の水道担当職員1名で行っており、併せて水道工務（技術的作業）に関する業務も行っています。

水道担当職員1名では、危機管理・緊急事態等への対応や、今後発生する水道施設の更新事業への対応が困難であり、職員の増員が必要と考えられます。

4 水道事業の課題整理

水道事業における課題を「組織」、「施設」、「財源」に区分して整理します。

4-1 組織

(1) 技術の継承に必要な人材の育成と確保

人材の育成や技術の継承を考慮した人員の確保が必要です。

(2) 事業の推進に必要な組織の充実

施設の更新を円滑に進めるとともに、社会情勢の変化に適切な対応を図るため、組織の充実が必要です。

4-2 施設

(1) 施設の更新及び耐震化の推進

1) 施設

現有施設の経過年数、健全度等の把握が十分ではなく、「資産台帳」「個別施設計画（アセットマネジメント）」を作成して、計画的に更新する必要があります。

現有施設の耐震性については、全ての施設（近年築造した小峰山浄水場の施設を除く）において不明であり、今後耐震診断を行って耐震性能を把握し、計画的に耐震化を図る必要があります。

2) 管路

管路の布設総延長（口径φ50mm以上）は、15,057mとなっています。年度別布設延長の詳細は不明ですが、水道事業創設時の管路は、布設後40年以上経過しているのは明らかです（表2-1：参照）。

水道水の安定供給・有効率の向上のため、老朽化した管路を計画的に更新（耐震化）する必要があります。

(2) 施設規模の適正化

人口ビジョンでは、丹波山村の将来人口は大きく減少しない予測ですが、社人研推計値のような大きい減少となった場合には、施設更新の際には適正な規模への見直しが必要となります。

(3) 維持管理の適正化

管路の事故状況・経年状況の管理や漏水調査の実施等の維持管理の適正化を図り、管路更新の優先度を設定し、有効率の向上を図る必要があります。

4-3 財源

(1) 料金収入減少への対応

施設の耐震化や更新のための財源確保が必要です。

簡易水道使用料（料金収入）の増収が見込めないことから、今後とも他会計繰入金と国・県からの補助金で補うことになります。

(2) 水道料金の改定

丹波山村の水道料金は、県内簡易水道の標準的な料金と比べて非常に安価です。

受益者負担の考え方にに基づき、他会計繰入金の削減・費用負担の公平性を図るため、水道料金を改定する必要があります。

また、公共施設（村役場、公民館、学校等）には、施設の公共性の観点から水道メーターを設置しておらず、水道料金の徴収も行っていません。

有効水量・有収水量の把握による水道施設の維持管理、水道事業の企業としての経営方針等の検討を行い、料金体系のあり方を再考する必要があります。

5 経営の基本方針

5-1 基本理念

安全・安心な水の安定供給の持続

5-2 基本方針

基本理念を実現するために、組織（ヒト）・施設（モノ）・財源（カネ）の一体マネジメントによる持続的な事業運営を行います。

●組織

持続的な事業運営のための組織体制の強化

●施設

施設の更新、長寿命化対策、耐震化対策、ダウンサイジングの計画的な実施

●財源

経営基盤の強化を図り、安定かつ健全な事業運営の維持

5-3 運営方針

経営戦略の基本方針に沿って、経営戦略の取り組みとして主な施策を表5-1に示します。

表5-1 基本方針と施策

施策	基本方針	組織	施設	財源
①人材育成・技術の継承		◎	○	○
②組織・人員の充実		◎		
③事業運営の効率化		◎	○	○
④更新事業の推進			◎	○
⑤耐震化事業の推進			◎	○
⑥施設規模の見直し			◎	
⑦危機管理体制の強化		○	◎	
⑧施設の適正な維持管理			◎	○
⑨漏水対策			○	◎
⑩支出の抑制			○	◎
⑪水道料金の改定				◎
⑫経営状況の公表				◎

◎ 基本方針に対する主な施策

○ 基本方針に関連する施策

6 経営戦略の取組

6-1 組織

施策の「①人材育成・技術の継承」、「②組織・人員の充実」、「③事業運営の効率化」を踏まえて、次のとおり取り組みます。

(1) 人材育成・技術力の継承

今後、増加する施設の耐震化や管路の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い、施設の健全化を図るため、技術職員の確保と育成に取り組みます。

村職員が水道事業の業務に従事することから職員の異動はやむを得ませんが、在職年数5年以上を目標とし、技術の習得を図ります。

また、ベテラン職員が培ってきた技術の確実な継承とともに、マニュアルの充実や講習会・研修会などを通じて職員の技術力の向上を図っていきます。

(2) 事業認可

現在、丹波山村が経営する「丹波簡易水道」「東部簡易水道」の2つの簡易水道を事業統合して「丹波山村簡易水道」とする認可申請を行います。なお、各水道施設が離れているため、施設の統合・接続は行わず経営統合のみとします。

また、公営企業法適用に向けて準備を行い、今後、公営企業法による会計を適用します。

6-2 施設

施策の「④更新事業の推進」、「⑤耐震化事業の推進」、「⑥施設規模の見直し」、「⑦危機管理体制の強化」、「⑧施設の適正な維持管理」を踏まえて、次のとおり取り組みます。

(1) 更新事業

水道水を安全に安定して供給するために、老朽化が進行する水道施設・管路を更新する必要があります。

現有施設の「資産台帳」「個別施設計画（アセットマネジメント）」を作成して、具体的な更新計画を策定します。

1) 耐用年数

「法定耐用年数」と「アセットマネジメント実践手引き（厚生労働省）の老朽化資産の区分を法定耐用年数の1.5倍とする例」及び「平均使用年数」に基づき、本村の更新基準を以下のとおり設定します。

表6-1 法定耐用年数と丹波山村の更新基準

施設	法定耐用年数	設定例	平均使用年数	本計画村設定値
土木	60年※	65～90年	73年	73年
建築	50年	65～75年	70年	70年
機械	15年	15～30年	24年	24年
電気	15年	15～40年	25年	
計装	10年	10～25年	21年	
井戸	10年			40年
管路	40年	40～70年 鋼管	55年	60年
		40～80年 ダクタイル鋳鉄管	60年	60年
		60～100年 ダクタイル鋳鉄管（防食）	80年	80年
		40～60年 塩化ビニル管	50年	50年

※ステンレス製配水池は45年

設定例：アセットマネジメント実施の水道事業者の設定値

平均使用年数：アセットマネジメント支援ツール(厚生労働省)において、設定例を基に提案されている使用年数
(管路については、設定例の平均値)

2) 施設の更新

施設の更新は、次のとおり実施します。

- ① 浄水施設及び配水施設は、水道水を供給する上で極めて重要な施設であることから、施設の長寿命化を図る際には、安定給水の確保に留意しなければなりません。

施設の更新基準（耐用年数）は、予防保全の観点を取り入れた保全計画を作成して長寿命化を図り、表6-1に示す村設定値により更新します。

- ② 給水区域の地形地盤等の特性に留意し、施設の分散化、配水区分け等により安定給水を確保しており、今後も現在の浄配水場を維持します。
- ③ 更新工事が同一年度に集中しないように平準化して事業を進めます。
- ④ 今後の水需要の減少から、更新時には適正な施設規模に縮小します。
- ⑤ 機械電気設備については、正常に運転できる状態を維持するため、定期的に点検・修理等を実施します。

3) 管路の更新

管路の更新は、次のとおり実施します。

- ① 表6-1に示す村設定値により更新します。
- ② 法定耐用年数を超える管路については劣化調査を行い、管理していきます。
- ③ 管路の漏水調査を実施します。
- ④ 管路の60年経年化率0%とし、管路の更新率は1.7% (1/60) を目標とします。

(2) 耐震化事業

地震が発生した場合においても、村民のライフラインである水道水の供給を確保するため、水道施設の耐震化を図る必要があります。

現有施設の耐震性については、全ての施設（近年築造した小峰山浄水場の施設を除く）において不明であり、今後耐震診断を行って耐震性能を把握し、耐震化計画を作成します。

- ① 施設 更新時に耐震化を図り、当面は現状維持とします。
- ② 管路 更新時に耐震管及び耐震適合管に布設替えします。
- ③ 耐震調査・診断 構築物の耐震調査・診断を実施します。その結果により耐震対策を検討し、適宜対策工事等を行います（診断結果により応急対応が必要な場合、①より優先する）。

(3) 事業スケジュール

前項の(1)更新事業、(2)耐震化事業のスケジュールを次に示します。

区分	施設	(年度)																										
		経営戦略期間												全体計画期間														
		R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27		
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045				
調査・計画	事業認可	■																										
	資産台帳	■																										
	個別施設計画	■																										
	更新計画	■									■																	
	漏水調査																											
	耐震化計画																											
更新工事	施設																											
	管路																											
耐震化	施設																											
	管路																											

図6-1 事業スケジュール

(4) 施設の適正な維持管理

原水水質に合わせた適正な浄水処理、及び法令に基づいた水質検査を継続して実施し、水道水の安全性を維持します。また、施設が正常に運転できる状態を維持するため、予防保全の考え方を取り入れた保全計画を作成し点検・修理等を実施します。

(5) 危機管理体制の強化

災害や断水などの緊急事態を想定し、災害時における危機管理体制の強化を図るとともに、災害用器具等の維持管理の適正化を図ります。

6-3 財源

施策の「⑨漏水対策」、「⑩支出の抑制」、「⑪水道料金の改定」、「⑫経営状況の公表」を踏まえて、次のとおり取り組みます。

投資に必要な経費の財源は、料金収入（簡易水道使用料）、他会計繰入金、国・県補助金、企業債（村債）です。

財源計画については、次の考え方にに基づき見込みます。

(1) 料金収入

人口の減少により料金収入が減少していく中で、老朽化した水道施設や管路の更新や、災害に備える耐震化を推進していく必要があります。

1) 料金改定の考え方

本村の現在の水道料金（使用料）は、20m³/月の使用水量で630円、10m³/月の使用水量で330円です（2-3 水道料金：参照）。また、水道料金（使用料）の歳入に占める割合は1.5～15.9%（図2-10）で、非常に少ない状況です。

一方、県内の簡易水道の水道料金は、10m³/月使用した場合501～1,500円の料金帯が192か所で全体の8割以上を占めています（山梨県の水道：平成30年度版）。

受益者負担の考え方にに基づき、他会計繰入金の削減・費用負担の公平性を図るため、水道料金を改定する必要があります。

2) 料金改定の時期

水道料金の改定時期は、料金収入や他会計繰入金の動向を注視し、経営状況から総合的に判断して実施します。

3) 公共施設からの料金徴収

現在、水道料金の徴収を行っていない公共施設（村役場、公民館、学校等）に対して、今後、水道メーターを設置して水道料金の徴収を検討します。また、その料金体系について検討を進めます。

(2) 他会計繰入金

必要な財源に対して、料金収入（簡易水道使用料）、国・県補助金、企業債（村債）で不足する額を、他会計から繰入れることとします。

(3) 国・県補助金

国及び県の補助対象となる事業については、補助金を導入します。

(4) 企業債

投資に必要な経費は、企業債の借り入れにより確保することができますが、現在より

人口が減少する将来世代への負担を過大にしないため、企業債残高の上限額を設定し、企業債残高が適正な水準となるように努めます。

(5) 漏水対策

現在漏水調査を実施していますが、施設の状況に応じ、調査範囲・調査量・調査方法等を検討し、今後もこれを継続し有効率の向上に努めます。

(6) 資金管理・調達

資金管理については、毎年度、当該年度における資金運用計画を策定・実施していくことにより、適切な資金管理を行います。

(7) 経営状況等の公表

健全な経営を推進するため、広報紙等を通じた経営状況の公表を検討します。

7 投資・財政計画（収支計画）

7-1 投資計画

図6-1に示す事業スケジュールによる投資計画は、表7-1のとおりです。

表7-1 投資計画

区分	施設	経営戦略（令和3(2021)年度～令和12(2030)年度）	
		規模・数量等	事業費（千円）
更新事業	施設(構築物)	取水・導水・浄水・送水・配水 各施設	-----
	施設(機械電気)	取水・導水・浄水・送水・配水 各施設	-----
	管路	300m/年（漏水調査、資産台帳を含む）	174,130
	計		174,130
耐震化事業	施設	耐震診断	※21,560
	基幹管路	導水管・送水管・配水管	-----
	計		21,560
合計			195,690

注1) 物価上昇は見込んでいない

注2) 事業費は、工事費と委託費を含む（消費税等込み）

注3) 表中の※は、耐震調査・診断費のみを示す

本投資計画では、今後10年間（令和3(2021)～令和12(2030)年度）の更新事業を、管路の布設替えとします。管路の布設総延長（口径φ50mm以上）は、15,057mで年度別布設延長の詳細は不明ですが、管路の耐用年数を50年（現有管路の大部分が塩ビ管）として300m/年の更新費用を計上します。管路の布設替えと漏水調査により有効率の向上を目指します。

耐震化事業では、施設の耐震調査・診断を行います。

あわせて、今後の大規模な更新事業及び耐震化事業を実施するための体制づくり（組織・人員の充実等）を進めます。

7-2 財政計画

本計画期間では、「投資試算」と「財源試算」は、均衡（歳入歳出差引額がプラス）します。

投資額に対する財源は、料金収入（簡易水道使用料）、他会計繰入金、国・県補助金、企業債（村債）とします。

収支計画は、主に他会計繰入金により、収支の均衡が保たれます（図7-1・表7-2）。

令和7(2025)年度の料金改定により料金収入は倍増し（図7-2）、使用料の歳入に占める割合は4.2%から8.8%に増加します（図7-3）。しかしながら、料金収入の金額規模が小さいことから、他会計繰入金の歳入に占める割合は、大きな変化はなく60%程度となります。

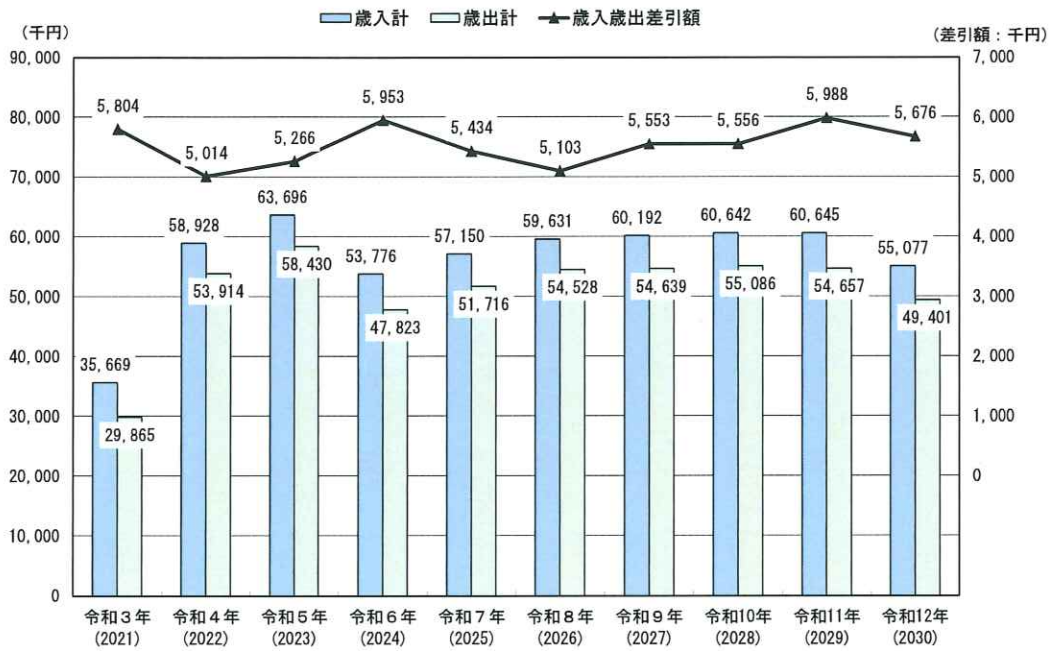


図7-1 収支バランス

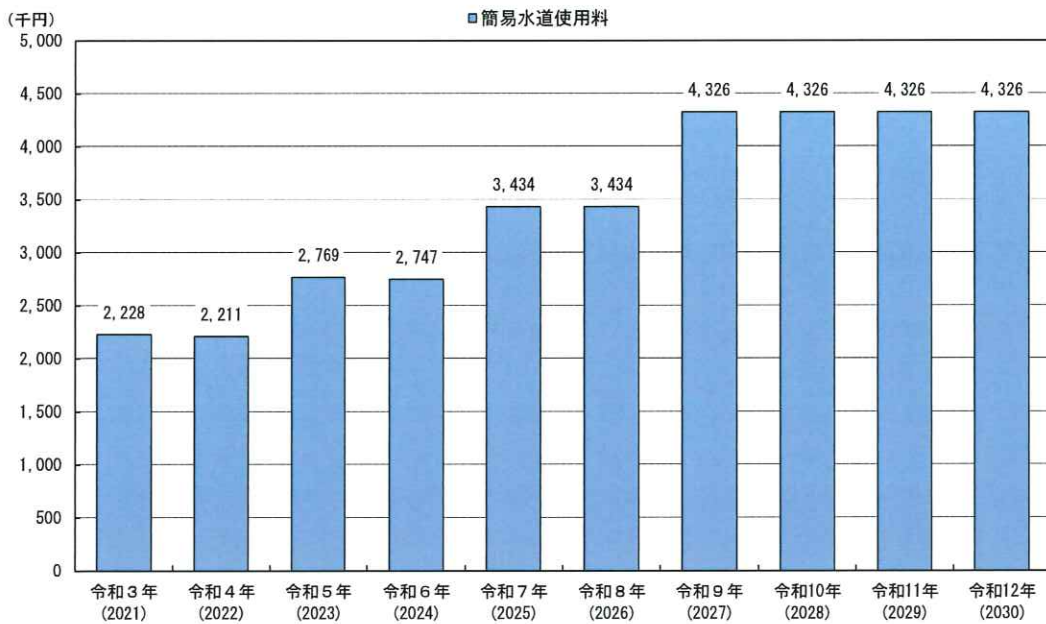


図7-2 料金収入 (簡易水道使用料)

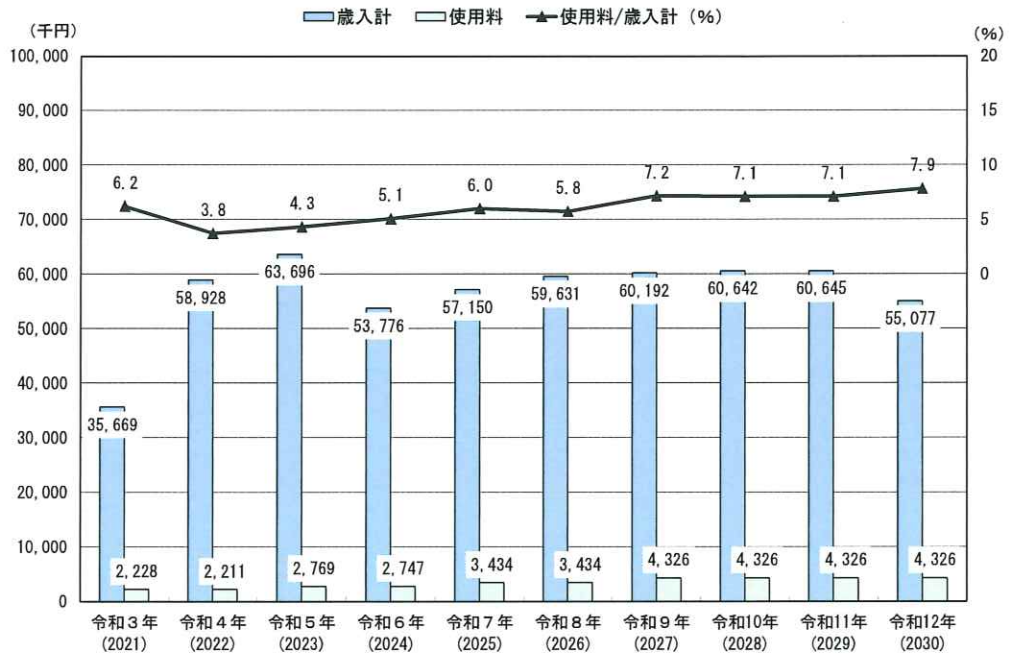


図7-3 使用料の歳入に占める割合

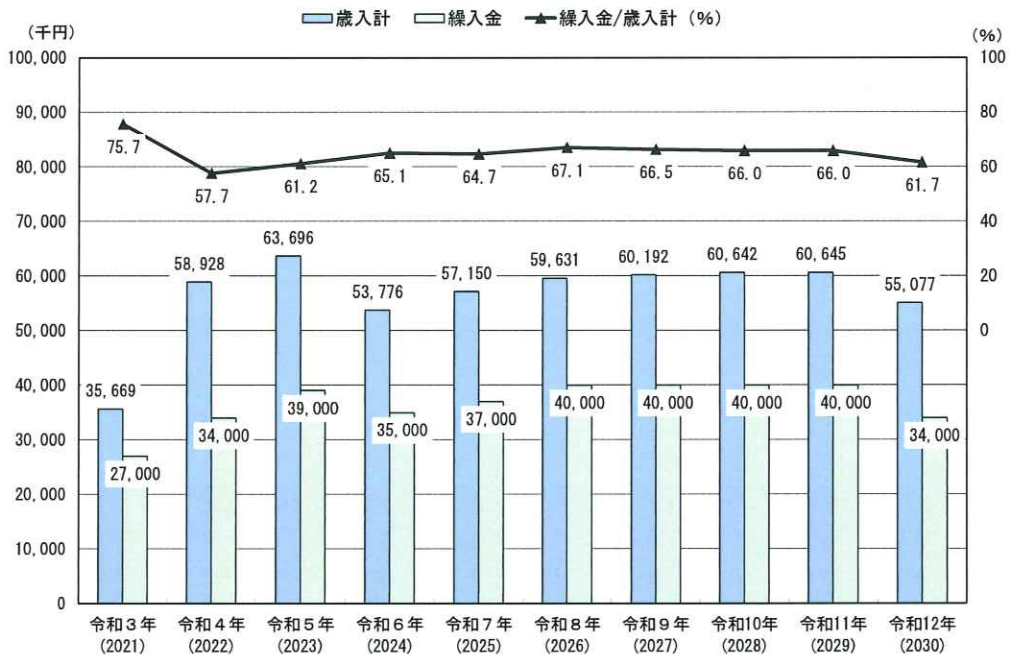


図7-4 他会計繰入金の歳入に占める割合

表7-2 収支計画表

(単位：千円)

費目	年度	NO	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
			(2019:決算)	(2020:予算)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
歳入	使用料及び手数料	1	2,422	2,281	2,228	2,211	2,769	2,747	3,434	4,326	4,326	4,326	4,326	4,326
		2	3		23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
		3	2,426	2,281	2,251	2,234	2,792	2,770	3,457	4,349	4,349	4,349	4,349	4,349
	雑収入	4		31,400	1,160	5,890	5,890	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740
		5	75,095											
		6	23,325	40,584	27,000	34,000	39,000	35,000	37,000	40,000	40,000	40,000	40,000	34,000
		7	6,620	5,010	3,258	5,804	5,014	5,266	5,953	5,434	5,103	5,553	5,556	5,988
		8		1										
		9		1										
		10		2										
村債	11	54,000	146,000	2,000	11,000	11,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
歳入計	12	161,465	225,277	35,669	58,928	63,696	53,776	57,150	59,631	60,192	60,642	60,645	55,077	
歳出	簡易水道総務費	13												
		14	18	65	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		15	6,322	6,594	5,507	5,906	10,422	10,595	14,488	17,300	17,411	17,858	17,429	12,173
	簡易水道管理費	16	6,339	6,659	5,510	5,909	10,425	10,598	14,491	17,303	17,414	17,861	17,432	12,176
		17	420		375	375	375	375	375	375	375	375	375	375
		18			2,151	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151
		19			1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214
	予備費	20			582	582	582	582	582	582	582	582	582	582
		21			94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
		22		180										
		23	22	24	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
		24	9,437	9,137	4,825	4,825	4,825	4,825	4,825	4,825	4,825	4,825	4,825	4,825
		25	410	546	386	386	386	386	386	386	386	386	386	386
		26	9,819	26,284	7,808	7,808	7,808	7,808	7,808	7,808	7,808	7,808	7,808	7,808
		27	9	20	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
		28	123,679	175,580	5,830	29,480	29,480	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
		29	270	500	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
予備費	30			66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	
	31	6,051	2,079	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	32		10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	33	150,116	214,360	24,355	48,005	48,005	37,225	37,225	37,225	37,225	37,225	37,225	37,225	
	34	156,455	221,019	29,865	53,914	53,914	51,716	51,716	54,528	54,639	55,086	54,657	49,401	
	35		1,000											
	36	156,455	222,019	29,865	53,914	58,430	47,823	51,716	54,528	54,639	55,086	54,657	49,401	
歳入歳出差引額	37	5,010	3,258	5,804	5,014	5,266	5,953	5,434	5,103	5,553	5,556	5,988	5,676	

8 経営戦略の事後検証・更新等

本経営戦略は、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）を活用し、計画の実施状況の進捗管理を毎年度行うとともに、概ね5年を経過した時点で見直しを行います。

なお、社会情勢の変化等により計画と実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直し等について検討を行います。

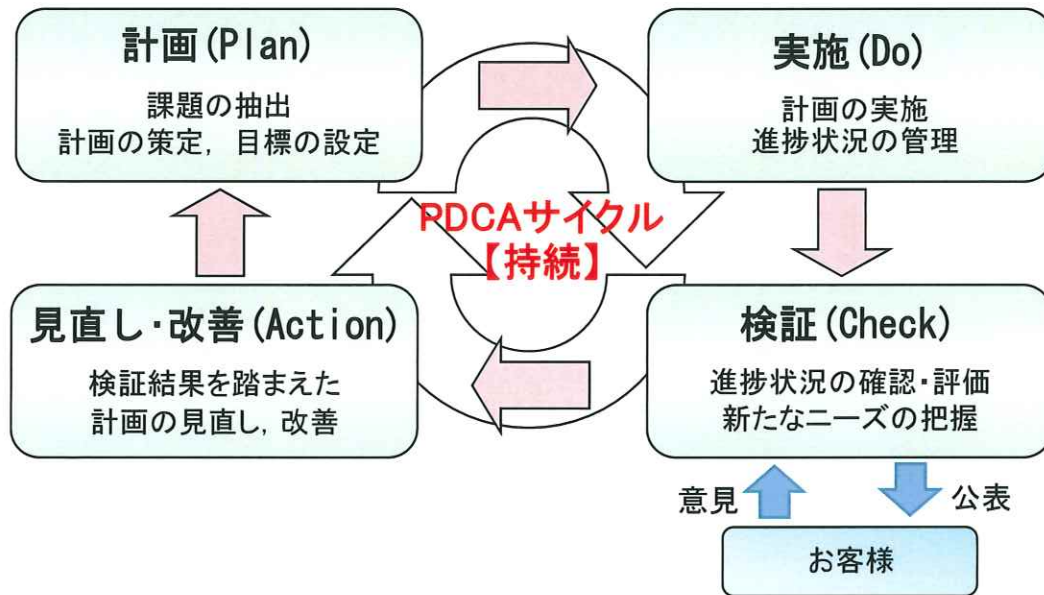


図8-1 PDCAサイクルの活用

参考資料

有形固定資産の耐用年数

【主な施設設備の法定耐用年数】

構築物	耐用年数
取水設備	40年
導水設備	50年
浄水設備	60年
配水設備	60年
配水管	40年
配水管附属設備	30年
堰堤(鉄筋コンクリート造又はコンクリート造)	80年
堰堤(れんが造又は石造)	50年
貯水池	30年
高架水槽(鉄筋コンクリート造)	40年
高架水槽(金属造)	20年
さく井	10年
機械設備	耐用年数
ポンプ設備	15年
発電設備	15年
薬品注入設備	15年
滅菌設備	10年
その他(金属造のろ過機)	17年
電気設備	耐用年数
電気設備	15年
計測設備	10年
通信設備	9年
計量器(量水器)	8年

【構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数】

構築物又は機械及び装置	耐用年数
構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	58年
構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	38年
機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備	16年

出典：地方公営企業法施行規則 別表第二号(有形固定資産の耐用年数)

丹波山村簡易水道事業經營戰略

発行日 令和3年3月

発行 山梨県北都留郡丹波山村

編集 丹波山村住民生活課

〒409-0305

山梨県北都留郡丹波山村890番地

電話 0428-88-0211 (代表)

FAX 0428-88-0207

URL <https://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/>